

仙台高裁の判決

宮城県沖地震に備えていれば犠牲は防げた

知事の上告理由

M9.0(東日本大震災)は予見できなかつた



全員協議会で村井知事をたたかず遠藤いく子議員
(5月9日)

遠藤いく子議員の質疑で
上告理由の根拠が揺らぐ

大川小学校の
国家賠償訴訟

上告理由の根拠が揺らぐ



宮城県議会文教警察委員会で追及する(右から)大内真理議員、中嶋廉議員(5月21日)

村井知事は、五月九日、大川小学校訴訟の仙台高裁判決を不服として専決処分で上告することを決め、その理由を議会に説明する全員協議会を招集しました。

日本共産党県会議員団は、遠藤いく子団長が質疑をおこない、「仙台高裁判決の中心点は宮城県沖地震で生じる津波に対応していれば大川小学校の悲劇を免れることができた」という点にありますことを指摘しました。

村井知事は「想定外の地震と津波」であることを繰り返し答弁し、「予見はできなかつた」と強弁しましたが、午後になつて「高裁判決では宮城県沖地震への対応を十分やつていたかどうかが問われた」と答弁を修正。五月十四日の記者会見でも村井知事は、修正答弁と同じ見解を示しました。

「想定外の地震・津波だったから予見はできなかつた」という上告理由が大きく揺らぐ結果となつています。

知見・予見「あつた」 県教委が認める

五月二十一日の文教警察委員会で、

県教育委員会は、

- ①宮城県沖地震が起ければ大川小学校にも津波が押し寄せるとする知見があつた
 - ②二〇一〇年チリ地震津波の際に、大川小学校の教頭が津波を予見していたことが第三者調査委員会の報告書に記載されている
 - ③上流にある大川中学校でも津波を見して、教頭が危機管理マニュアルを改定していた
- という事実を認めました。「予見できなかつた」という上告理由は、ますます成り立たなくなっています。

日本共産党
県議団ニュース

2018年6月11日特別号

発行：日本共産党宮城県会議員団
(事務所) TEL 022(267)1511
(控室) TEL 022(211)3523
FAX 022(268)6093
<http://www.jcpmk.jp/>

宮城県は上告を断念して、学校防災に関する責任を認め、一刻も早く痛苦の教訓を今後に生かすことを求めます



「見解」を佐野好昭副知事と高橋仁教育長に手渡す遠藤いく子団長(5月7日、宮城県庁議室)

大川小学校の訴訟に関する対応についての見解

日本共産党宮城県会議員団は五月七日、石巻市立大川小学校訴訟への対応についての「見解」をまとめ、村井嘉浩知事あてに申し入れを行いました。「見解」の全文を紹介します。

東日本大震災において石巻市立大川小学校に在籍し津波の犠牲になつた八十四人の児童と教職員の方々およびご遺族のみなさまに心から哀悼の意を表します。

一、大川小学校の児童二十三人の遺族がおこした訴訟の控訴審で仙台高裁が四月二十六日、学校防災に関する行政の組織的過失を認定して損害賠償を命じる判決を下しました。

二、大川小学校では、教員が大地震から約五〇分後まで校庭に留まり続けて避難が遅れため、未曾有の犠牲者が生まれました。一审判決は、事前防災の問題点には立ち入らず、津波の襲来を広報車が告げたあと七分間の現場にいた教員の責任だけを問題にしました。控訴審では、一般教員を裁判の対象外にしてその責任を問わず、もっぱら避難の遅れを生んだ事前防災に焦点を当てた審理が行われました。

三、宮城県と石巻市は、この判決を謙虚に受けとめて反省し、判決と真摯に向き合つてこれまでの学校防災のあり方を見直すことが求められています。

学校現場の現状は、判決が求めている水準とは乖離がありますが、子どもの命を守りぬく学校防災へと、現状を変えることがまさに求められています。だからこそ、教職員の配置、人事異動の権限をもつている宮城県教育委員会は、それにふさわしい責任を果たさなければなりません。

最新の知見にもとづく学校管理者の研修、安全主幹の役割発揮と防災主任との連携、「学校の多忙化」の解消など、子どもの命を守りぬくための自らの学校防災関わる対応を見直すべきです。

東日本大震災で、学校に在籍していた児童生徒のうち四百三十人もが犠牲になつた宮城県からこそ、新しい学校防災強化の流れを起こすべきです。そのための地域住民・保護者との連携、県民の連帯と運動を広げることも重要です。

四、宮城県は上告をキッパリ断念して、大川小学校の痛苦の教訓を今後に生かして、子どもたちの命を守ることを根本においた学校防災に転換することを表明すべきです。そして、遺族との対立や被災地のわだかまりをのりこえる協働に踏み出すことを求めるものです。

以上